# 公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第16条の規定により公告する。

令和7年10月23日

広島県知事 湯﨑英彦

#### 1 調達内容

(1) 業務名

安浦産業団地外草刈り業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年11月14日から令和8年2月28日まで

(4) 履行場所

呉市安浦町中央八丁目外

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、本件は、低入札価格調査制度事務処理要領(以下「要領」という。)による低入 札価格調査制度の対象とする。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額 (10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の 規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号(令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務 を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「51F植栽管理」の 資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

# 3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号

広島県商工労働局産業用地課(広島県庁東館3階)

電話(082)513-4319(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和7年10月23日(木)から令和7年10月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 [昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

# (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年10月31日(金) 午後5時

エ 提出方法

持参、郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年 法律第 99 号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定 する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに 準ずるものに限る。以下同じ。)又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メー ルによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年11月5日(水)までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

アー日時

令和7年11月13日(木) 午後2時30分

イ 場所

広島市中区基町 10番 52号

広島県庁本館地下1階 第1入札室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵便等による入札は認めない。

#### 4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。 当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、 これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) ただし、上記(1)の落札者となるべき者の入札額が要領により定められた調査基準価格を下回る入札(以下「低価格入札」という。)であったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。
- (4) 開札終了後、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、当該入 札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある か否かの調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施する。この場合、無効とされた 者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって、 優先的に低入札価格調査又は落札者の決定を行うものとする。
- (4) 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、 当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価 格入札者について、前号の調査を実施する。ただし、当該最低価格入札者の入札額が低 価格入札でなかった場合は、その者を落札者とする。

### 5 低入札価格調査について

- (1) 低価格入札者は、自己の費用負担のもとで低入札価格調査に協力しなければならない。
- (2) 要領第7項第3号(同号エの場合を除く。)及び第4号に定めた場合のいずれかに該当するときは、低価格入札者は落札者とならない。
- (3) 低価格入札者は、落札者として契約を締結する場合、自己の費用負担のもとで、要領 第8項第1号に定める業務開始時調査及び第9項第1号に定める業務完了後調査に協 力しなければならないこととし、その旨契約書において約定しなければならない。

(4) 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、要領第 11 項に準じた土地造成事業における委託・役務業務に係る入札への参加禁止措置を実施する。

#### 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

#### イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「51F植栽管理」の資格に限る。)

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 低入札価格調査を経て契約を締結する者

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から、入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合及び要領に規定する調査への協力を求められた場合、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

入札説明書による。

### 7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号

広島県商工労働局産業用地課(広島県庁東館3階)

電話 (082) 513 - 4319(ダイヤルイン) ファクシミリ (082) 223 - 6314

メールアドレス syoyouchi@pref.hiroshima.lg.jp